

2025 年度

特別共同利用研究員受入要項

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

統計数理研究所

特別共同利用研究員受入れ制度について

この制度は、全国の国公立大学の大学院学生を対象に、当該大学院学生の所属する研究科からの委託を受けて、本研究所が当該大学院学生を研究者として受入れ、併せて、一定期間、特定の研究課題に関して研究指導を行うものであり、単位の認定、学位論文の審査、及び学位の授与等については、あくまでも当該大学院学生の所属する大学院で行われることを前提とした制度です。

統計科学又はこれに関連した幅広い学際分野で研究を行い、かつ研究指導を受けようとする大学院学生は、所属する大学院研究科長の推薦を得て、統計数理研究所長の許可を受け、特別共同利用研究員となることができます。

特別共同利用研究員は、各々の特定の研究課題に応じて、総合研究大学院大学統計科学コース所属の教員一名を指導教員と定めて研究指導を受け、本研究所の諸設備を利用し、研究上での便宜を受けながら研究を遂行することになります。

また、応募に当たっては、受入要項を参照の上、希望する本研究所の指導予定教員とあらかじめよく連絡を取った上で、申請をしてください。

なお、本研究所では『特別共同利用研究員』を、統計思考力育成事業の一環として位置づけています。

統 計 数 理 研 究 所
統 計 思 考 院

**2025年度 統計数理研究所
特別共同利用研究員受入要項**

1 受入対象

国公立大学の大学院の修士課程又は博士課程に在籍し、統計科学又はこれに関連する分野を専攻する者。

2 受入期間

(1) 2025年 4月から2026年 3月まで

(2) 2025年 10月から2026年 9月まで

上記期間を原則としますが、必要と認められる場合には随時の受入も可能です。この場合の受入期間は任意で申請できますが、1年以内とします。

また、受入期間の延長も可能です。

※ 修士課程（博士前期課程）に在籍する者については、学校教育法大学院設置基準第13条第2項の規定により通算して1年を超えることはできません。

※ 所内会議の議を経て受入を決定します。受入開始日は、承認を得た会議の翌日以降になりますのでご注意ください。

3 受入場所

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所

4 指導教員及び研究指導項目

【別表】カリキュラムのとおり

※ 当該学生が在籍する研究科の指導教員は、申請書の提出に先立って、指導を希望する本研究所教員とあらかじめ協議をし、内諾を取ってください。

5 申請方法

所属機関の事務担当から総務企画課 研究推進係へ、申請に必要な書類の電子ファイル（PDF等）を電子メールに添付の上、提出してください。

6 提出書類

(1) 特別共同利用研究員申請書（別紙様式1）

※ 研究科長の公印は省略可となっております。公印を省略する場合は、「(公印省略)」と記載ください。

(2) 略歴、研究歴、論文・口頭発表リスト（別紙様式2）

(3) 在学証明書

※ 受入期間を延長される方で、所属機関と課程が変更になっていない場合は、(3) 在学証明書は省略可とします。

7 提出期限

(1) 2025年 4月からの受入れ : 2025年 2月 7日（金）

(2) 2025年 10月からの受入れ : 2025年 8月 1日（金）

※ 随時受入および延長の場合は、受入開始の前々月 20日までに提出してください。

8 受入許可

受入れの可否については、提出された書類に基づき本研究所において審査を行い、その結果を所属研究科長あてに通知します。

※ 申請者が博士課程進学前に博士課程進学を前提として受入を許可された場合、博士課程に進学とならなかった際は、受入許可は取り消しとなります。

9 検定料、入学料及び授業料について

検定料、入学料及び授業料は徴収しません。

10 災害補償

本研究所では、災害補償制度の加入手続きはしておりませんので、学生は、在籍する大学院において「学生教育研究災害傷害保険」制度に加入しておくようにしてください。

11 その他

申請にあたっては、情報・システム研究機構特別共同利用研究員規程 ([PDF](#)) をあらかじめご確認ください。

12 申請書類の提出先、問い合わせ先

〒190-8562

東京都立川市緑町10番3号

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

統計数理研究所 管理部 総務企画課 研究推進係

電話：050-5533-8513 (ダイヤル) E-mail：kyodo(at)list.ism.ac.jp

※(at)を@に置き換えてください